

# 折尾地区総合整備事業

# 区画整理ニュース

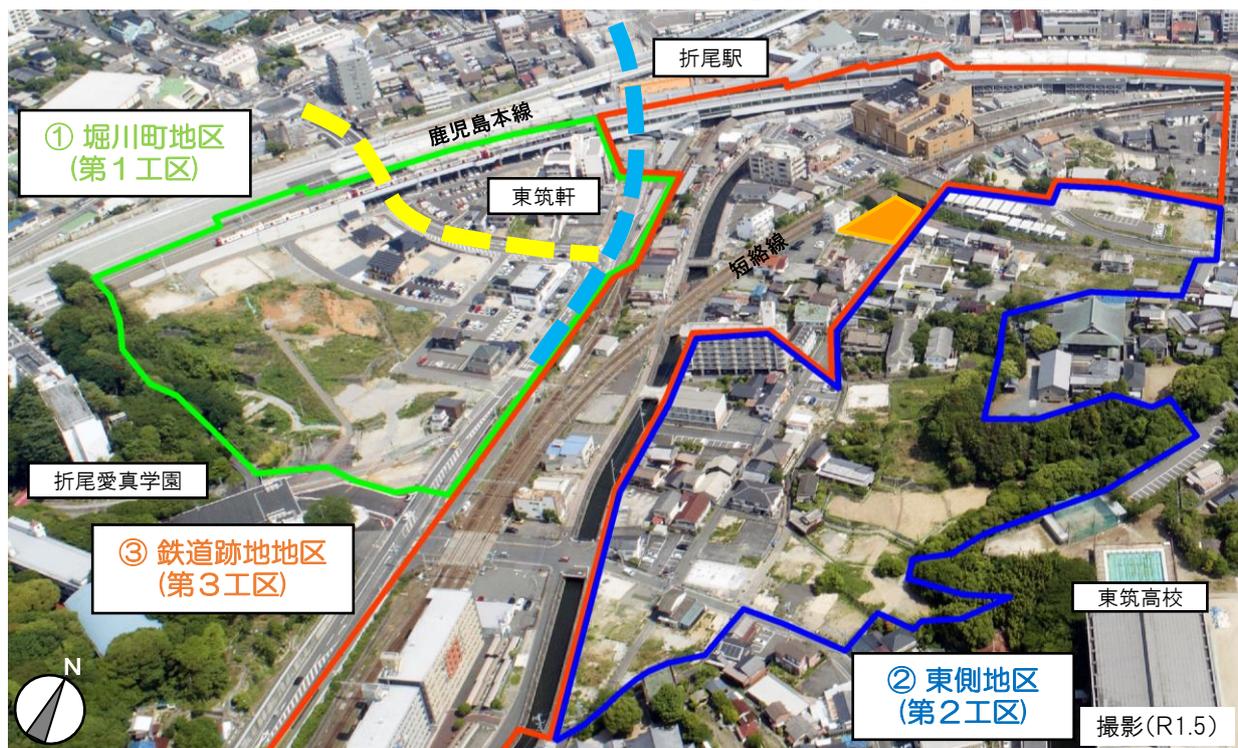
北九州市建築都市局折尾総合整備事務所

令和2年8月3日 第23号

〒807-0874 北九州市八幡西区大浦二丁目13-7 TEL:093(691)2522 e-mail: toshi-seibi@city.kitakyushu.lg.jp

## 折尾土地区画整理事業の進捗状況

土地区画整理事業では、堀川町地区において少しずつ新生活が始まりました。東側地区・鉄道跡地地区においても、令和7年度の本事業完了に向け、建物調査や埋蔵文化財調査、工事などを進めています。



### 《堀川町地区》

R2. 3. 31現在

- 建物移転（先行買収含む）：対象70戸  
⇒ 全ての移転が完了（移転率：100%）
- 工事：平成25年度より宅地整備に着手（全体：約23,000㎡）  
⇒ 21宅地（約7,200㎡）完成（新生活開始：8戸）  
⇒ H29.12.1：折尾堀川町線（黄色）暫定供用開始  
⇒ R2.3.26：折尾中間線（水色）暫定供用開始  
⇒ 平成30年度：埋蔵文化財調査、宅地整備工事を実施  
令和元年度：埋蔵文化財調査を実施

### 《東側地区》 《鉄道跡地地区》

R2. 3. 31現在

- 建物移転（先行買収含む）：対象184戸  
⇒ 92戸移転完了（移転率：約50%）
- 工事：平成30年度：埋蔵文化財調査を実施  
令和元年度：埋蔵文化財調査、擁壁工事（補強土工事）、折尾駅前駐輪場仮移転工事（橙色）を実施

## 令和2年度の主な事業概要

今年度は、鹿児島本線の高架本切り替え、新駅舎の開業、また、駅周辺の道路整備などが予定されており、事業を確実に前進していきます。土地区画整理事業においては、宅地整備や建物移転を継続して実施します。工事に伴いご迷惑をおかけいたしますが、安全対策や環境対策に十分配慮しながら進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ●オリオンプラザ第一ビル 解体工事

折尾地区の象徴的な建物であった「オリオンプラザ第一ビル」について、解体工事を鋭意進めています。この解体工事に伴い、6月から12月（下旬）までの間、周辺歩道の一部区間通行止め等を行いながら工事を進めていきます。令和3年2月末の完了予定です。



### ●堀川町地区一次造成工事及び擁壁（補強土）工事

現在、堀川町地区の北側において少しずつ新生活が始まっています。今年度は、堀川町地区南側において、宅地の一次造成工事（赤破線部の切土工事）に着手します。また、堀川町地区における土地区画整理区域の境界付近に位置する擁壁の工事も予定しています。



### ●折尾駅新駅舎の完成

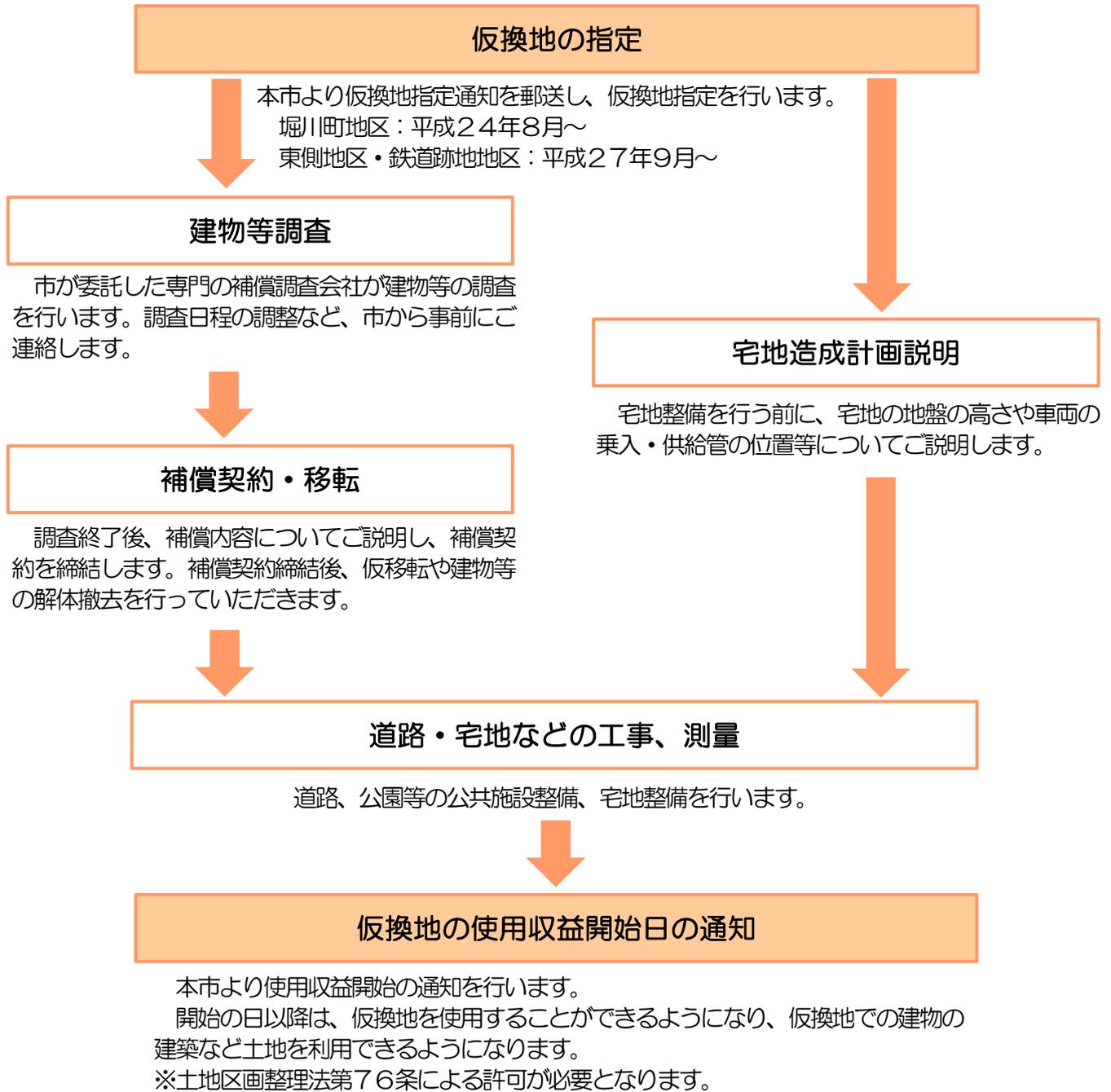
令和2年度中の新駅舎開業に向け、建築工事を進めています。現在、外観の一部が確認できるようになりました（写真①は鹿児島本線側からの新駅舎工事の様子）。駅舎の外観は大正5年当時を可能な限り再現し、駅舎内には、旧駅舎の部材を使用した円形ベンチや化粧柱（写真②）などを復元する予定です。



新駅舎の完成により、改札口が1箇所に集約され、1番線から7番線まで、一つのコンコース（通路）で連絡でき、エレベーターやエスカレーターも完備した便利で利用しやすい駅となります。

## 仮換地指定から仮換地の使用開始までの流れ

仮換地指定からの手続きは以下のような流れで進みます。



### 《 語句説明 》

#### 仮換地

土地区画整理事業において、区画整理前の土地（従前地）の代わりに交付される土地のことを換地といいます。換地と仮換地は同じものであり、すべての事業が完了するまでの換地を仮換地といいます。

#### 土地区画整理法第76条

土地区画整理法第76条では、以下の建築行為について市長の許可が必要とされています。

- ①土地の形質の変更（私道の整備、土地の切り盛りや舗装をするなど）
- ②建築物・工作物（門・塀等も含まれます。）の新築、改築、増築
- ③重量が5トンを超える物件の設置又は堆積

## ▶▶▶ 折尾総合整備事務所が移転しました ◀◀◀

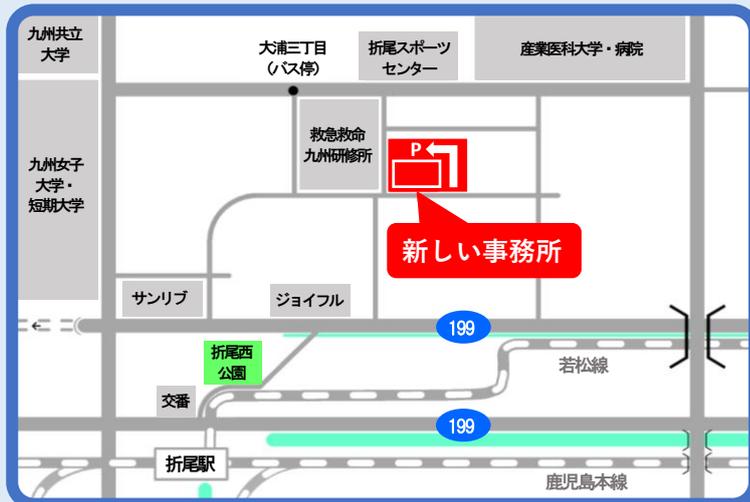
「オリオンプラザ第一ビル」の解体に伴い、折尾総合整備事務所が移転しました。オリオンプラザビルでの業務は令和2年4月28日（火）で終了し、令和2年4月30日（木）より新しい事務所での業務を開始しています。

新しい事務所の住所は、

〒807-0874

北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号  
です。

新しい事務所には駐車場を整備していますが、来所が困難な方は、下記のお問い合わせ先まで連絡ください。



### \*\*\*\*\* お願い \*\*\*\*\*

- 質問や心配事等がありましたら、お気軽に下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 施行地区内で、建築物の新築や建替え等を行う場合は、建築基準法の建築確認のほかに、土地区画整理法第76条による許可が必要です。地区内での建築行為を検討されている方は、事前にご相談下さい。
- また、同地区内で、土地の売買や相続などで権利の異動があった場合は、お知らせ下さい。

#### 【お問い合わせ先】

令和2年4月1日より、組織変更により担当課名が変更になりました。

北九州市 建築都市局 折尾総合整備事務所

■ 整備課（旧区画整理事業課、旧工事課(街路,区画)）

■ 事業調整課（旧計画課、旧工事課(連立)）

TEL : 093-691-2522

TEL : 093-602-3108

FAX : 093-602-3128

FAX : 093-602-3128

※今までどおりの電話番号でもお問い合わせ可能です。